

第4回
館林市・板倉町合併協議会
会議録

日時：平成29年5月22日（月）午後2時
場所：板倉町中央公民館大ホール

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

会議の名称	第4回 館林市・板倉町合併協議会	
開催日時	平成29年5月22日（月） 午後2時開会・午後5時閉会	
開催場所	板倉町中央公民館大ホール	
議長氏名	須藤和臣	
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり	
事務局氏名	「出席者名簿」のとおり	
会議事項	議題	会議結果
	「会議事項」のとおり	「会議事項」のとおり
会議経過	「会議経過」のとおり	
会議資料	第4回 館林市・板倉町合併協議会 会議資料	
会議録の確定	確定年月日	署名
	平成29年6月22日（木）	指名委員氏名 向井 誠
	平成29年6月22日（木）	指名委員氏名 小森谷 幸雄

出席者名簿

【敬称略】

規約	氏名	
会長	須 藤 和 臣	
副会長	栗 原 実	
1号委員	小 山 定 男	中 里 重 義
2号委員	河 野 哲 雄	遠 藤 重 吉
	青 木 秀 夫	
3号委員	野 村 晴 三	向 井 誠
	井野口 勝 則	荒 井 英 世
	小森谷 幸 雄	小森谷 幸 雄 (重複)
4号委員	吉 間 常 明	鈴 木 優
5号委員	山 崎 紀 夫	福 田 榮 次
	増 田 文 和	須 藤 稔
	小野寺 幸 一	江 森 富 夫
7号委員	青 木 秀 夫 (重複)	
幹 事	栗 原 誠	根 岸 一 仁
	小 嶋 栄	
専門部会	吉 田 悦 子	中 里 克 己
	黒 澤 文 隆	吉 田 智 之
	細 堀 一 夫	根 岸 省 子
	渡 辺 義 和	石 崎 治
	峯 崎 浩	根 岸 光 男
	落 合 均	
事務局長	田 沼 孝 一	
事務局次長	林 成 明	丸 山 英 幸
事務局係長	木 村 和 好	舘 野 雅 英
事務局係員	石 井 博	鈴 木 誠
	田部井 啓 介	

欠席者 5号委員 河 本 榮 一

会議事項

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 変更委員への委嘱状交付
- 4 自己紹介
- 5 報告事項
 - 報告第10号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について
 - 報告第11号 館林市・板倉町合併協議会委員の変更について
 - 報告第12号 館林市・板倉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について
 - 報告第13号 館林市・板倉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について
 - 報告第14号 平成28年度館林市・板倉町合併協議会補正予算（第1号）の専決処分について
 - 報告第15号 平成29年度館林市・板倉町合併協議会予算の専決処分について
- 6 審議事項
 - 議案第 8号 【合併協定項目1】合併の方式について（継続審議）
⇒**継続審議とする**
 - 議案第 9号 【合併協定項目23-6】消防防災関係事業について
⇒**原案のとおり可決**
 - 議案第10号 【合併協定項目23-7】交通関係事業について
⇒**原案のとおり可決**
 - 議案第11号 平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について
⇒**原案のとおり可決**
- 7 協議事項
 - 協議第11号 【合併協定項目21】介護保険事業の取扱いについて
⇒**次回の審議事項とする**
 - 協議第12号 【合併協定項目23-10】障がい者福祉事業について
⇒**次回の審議事項とする**

協議第13号 【合併協定項目23-11】高齢者福祉事業について

⇒次回の審議事項とする

8 その他

寄せられたお問合せと事務局からの回答について

9 閉会あいさつ

10 閉会

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
田沼事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回館林市・板倉町合併協議会を開会いたします。</p> <p>本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、ご報告をいたします。本合併協議会は、協議会規約第9条第1項の規定により、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと定められております。本日は、河本委員がご都合により欠席されておりますが、会議が成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた次第、会議資料のほか、本日テーブルの上に配付させていただいた座席表、出席者名簿、封筒に入れました次回の開催通知でございます。不足などがございましたら、お申しつけください。</p>
田沼事務局長	<p>それでは、次第に基づき、開会の挨拶をいただきます。</p> <p>須藤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
須藤会長	<p>本日は、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。第4回の合併協議会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>初めに、本年2月12日に合併協議会の前会長である安楽岡館林市長がご逝去され、4月2日より館林市長として、また過日の協議の結果、本協議会の会長を務めさせていただくことになりました須藤でございます。</p> <p>また、本協議会につきましては、複数の委員が新たな委員となり、再スタートでもあると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、館林市と板倉町の合併につきまして、私の選挙公約では、故安楽岡市長の遺志を引き継ぎ、合併推進を掲げさせていただきました。人口減</p>

	<p>少時代に対応した持続可能なまちづくりを目指し、合併によって、時代的にも地理的にも群馬の先端都市を築いてまいりたいと考えております。</p> <p>合併にはさまざまな課題整理が必要と認識をいたしておりますが、自分たちの住むまちをよくしたいという思いは、本協議会としての共通の願いでもあると存じます。合併に向けましての協議は、時間が必要なものもございしますが、一つ一つ解決できますよう、委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。</p> <p>本日の会議につきましては、本年度の予算や事業計画をご審議いただきますとともに、合併の方式について、委員皆様のご意見などをお伺いしたいと考えております。また、両市町の事務事業の調整方針につきまして、まとまりましたものから、順次ご確認をいただく予定でございます。</p> <p>結びに、本日の会議が実り多きものとなりますようご期待いたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
田沼事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、かわられた委員へ委嘱状の交付を行います。</p> <p>須藤会長より委嘱状を交付いたしますので、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。</p> <p>河野哲雄様。</p>
須藤会長	<p>委嘱状、河野哲雄様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。平成29年4月28日。館林市・板倉町合併協議会会長、須藤和臣。</p>
田沼事務局長	<p>遠藤重吉様。</p>
須藤会長	<p>委嘱状、遠藤重吉様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。平成29年4月28日。館林市・板倉町合併協議会会長、須藤和臣。</p>
田沼事務局長	<p>向井誠様。</p>

須藤会長	委嘱状、向井誠様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。平成29年4月28日。館林市・板倉町合併協議会会長、須藤和臣。
田沼事務局長	小森谷幸雄様。
須藤会長	委嘱状、小森谷幸雄様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。平成29年5月11日。館林市・板倉町合併協議会会長、須藤和臣。
田沼事務局長	<p>新たな委員の皆様、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>続きまして、本日の会議より、会長ほか複数の委員がかかわられております。新たなスタートともなりますので、ここで自己紹介を行わせていただきたいと思ひます。恐縮ですが、その場でご起立いただき、役職とお名前でご結構ですので、自己紹介をお願ひいたします。</p> <p>それでは、改めまして会長、副会長、お願ひいたします。</p>
須藤会長	会長の館林市長、須藤でございます。よろしくお願ひいたします。
栗原副会長	きょうは、こちらへおいでいただき大変ご苦勞さまでございます。当町の町長、副会長の栗原実でございます。よろしくお願ひします。
田沼事務局長	続きまして、河野委員より井野口委員まで、続いて荒井委員から鈴木委員までの順でお願ひをいたします。
河野委員	こんにちは。お世話になっております。先月の4月28日に館林市議会議長に就任いたしました河野哲雄でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
遠藤委員	皆さん、こんにちは。同じく館林市議会副議長の遠藤でございます。よろしくお願ひいたします。

青木委員	板倉町議会から来ました青木と申します。よろしくお願いいたします。
野村委員	こんにちは。出席者名簿9番の館林市議会議員の野村晴三です。どうぞよろしくお願いいたします。
向井委員	お世話になります。館林市議会の向井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
井野口委員	お世話になります。館林市議会の井野口勝則と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
荒井委員	お世話になります。名簿番号12番の板倉町の荒井英世です。よろしくお願いいたします。
小森谷委員	皆さん、こんにちは。板倉町議会の小森谷でございます。きょうから初参加ということでございますので、よろしくお願いいたします。
山崎委員	館林市区長協議会でお世話になっております山崎紀夫と申します。よろしくお願いいたします。
福田委員	どうも、お世話になります。館林市農業委員会会長、福田榮次と申します。よろしくお願いいたします。
増田委員	お世話になります。私は、板倉町区長会の会長をしております増田文和と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
須藤委員	皆さん、こんにちは。私、板倉町商工会会長の須藤と申します。今回、新たに就任したのですが、委嘱状があるのでしょうか、私はないのでしょうか。初めてこの席に出ているものですが、よろしくお願いいたします。

田沼事務局長	<p>ます。</p> <p>事前にお渡しさせていただいたと思いますので、ご確認願えればと思います。</p>
須藤委員	<p>そうですか。はい、わかりました。</p>
小野寺委員	<p>皆さん、こんにちは。板倉町の農業委員会会長をしています小野寺幸一です。よろしくお願ひします。</p>
江森委員	<p>大変お世話になります。名簿の23番にあります邑楽館林農協の江森です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
小山委員	<p>お世話になります。名簿の3番にございます館林市副市長の小山定男と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
吉間委員	<p>館林市教育長の吉間です。どうぞよろしくお願ひします。</p>
中里委員	<p>皆さん、こんにちは。板倉町副町長の中里と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
鈴木委員	<p>板倉町教育長の鈴木です。よろしくお願ひします。</p>
田沼事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、合併協議会の幹事会職員が自己紹介を行います。</p>
栗原課長	<p>幹事を務めさせていただきます館林市企画課長の栗原と申します。よろしくお願ひいたします。</p>
根岸（一）課長	<p>皆さん、お世話になります。同じく幹事を務めます板倉町役場総務課長、</p>

	根岸と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。
小嶋課長	幹事を仰せつかっています小嶋と申します。よろしくお願いいいたします。板倉町です。
田沼事務局長	続きまして、合併協議会の事務局職員が自己紹介を行います。
林事務局次長	お世話になります。事務局次長、館林市役所の林でございます。よろしくお願いいいたします。
丸山事務局次長	お世話になります。事務局次長、板倉町役場の丸山と申します。よろしくお願いいいたします。
木村事務局係長	事務局調整2係長、館林市役所の木村と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。
舘野事務局係長	事務局計画係長になります、板倉町役場の舘野と申します。よろしくお願いいいたします。
石井事務局主任	事務局主任、館林市役所の石井と申します。よろしくお願いいいたします。
鈴木事務局主任	同じく事務局調整2系の館林市役所の鈴木と申します。よろしくお願いいいたします。
田部井事務局主事	事務局調整1系の板倉町役場の田部井と申します。よろしくお願いいいたします。
田沼事務局長	最後に、私ですが、合併協議会事務局長、館林市役所政策企画部長の田沼でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。 なお、本日の会議では、専門部会の中で議題に関連する総務部会と保健

<p>議 長</p>	<p>福祉部会の両市町の職員が出席しておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、議事に入る前に、会議に当たっての留意事項を申し上げます。会議における質問、発言等に際しましては、挙手の上、お名前を言うていただくこと、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>それでは、合併協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は、会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、須藤会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>規約に基づきまして、暫時議長を務めさせていただきます。</p> <p>審議、協議事項につきましては、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします申し上げます。</p> <p>まず、会議に入る前に、きょうは暑くなっておりますので、クールビズの観点からも、もしよろしければ、事務局の方も含めて上着を脱いでいただいで結構かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、会議録署名人の選出を行います。</p> <p>議長が出席委員の中から2名を指名することになっております。本日の会議につきましては、館林市の向井委員と板倉町の小森谷委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お二人に会議録署名人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>報告事項でございますが、報告第10号 「館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について」から報告第13号 「館林市・板倉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について」に関しましては、協議会の運営に係る関連事項となりますので、一括して議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

<p>林事務局次長</p>	<p>事務局次長の林でございます。それでは、報告第10号から第13号につきまして、順次ご説明申し上げます。</p> <p>会議資料をめくっていただき、1ページをお願いいたします。報告第10号「館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について」ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、合併協議会の規約に関する協議書、具体的には協議会の委員を取り決めた協議書でございますが、こちらの協議書について、委員の変更に伴う変更協議書を取り交わしましたので、ご報告するものでございます。</p> <p>2ページをお願いします。こちらの変更協議書につきましては、1「変更内容」としまして、館林市の監査委員が、変更前の高木委員から変更後の早川委員にかわりました。</p> <p>また、2「変更協議の発効」につきましては、平成28年12月3日となっております。以上の内容に基づき、館林市長と板倉町長の間で変更協議書を取り交わしたものであります。</p> <p>続きまして、資料の3ページをお願いいたします。こちらの変更協議書につきましては、1「変更内容」としまして、板倉町の商工会会長が、変更前の市澤会長から変更後の須藤会長にかわりました。</p> <p>また、2「変更協議の発効」につきましては、平成29年1月10日となっております。</p> <p>以上の内容に基づき、館林市長職務代理者と板倉町長の間で変更協議書を取り交わしたものでございます。</p> <p>続きまして、4ページをお願いいたします。こちらの変更協議書につきましては、1「変更内容」としまして、規約第7条第1項第6号に規定する委員、変更前に記載しました板倉町の中里町長補佐が、変更後の欄外に記載のとおり、本年3月31日付で退職され、規約に定める1号委員、具体的には協議に基づくことなく、充て職によって協議会の委員となる副町長に就任されました。したがって、6号委員は削除、不在となるものでございます。</p>
---------------	--

以上の内容に基づき、館林市長職務代理者と板倉町長の間で変更協議書を取り交わしたものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。こちらの変更協議書につきましては、1「変更内容」としまして、規約第6条第1項に規定する会長・副会長につきまして、変更後に記載のとおり会長に須藤館林市長、副会長に栗原板倉町長が選任されました。

また、2「変更協議の発効」につきましては、両市町の長が協議を行いました平成29年4月4日となっております。以上の内容に基づき、館林市長と板倉町長の間で変更協議書を取り交わしたものでございます。

以上が変更協議書についての報告でございます。

続きまして、資料の7ページをお願いいたします。報告第11号「館林市・板倉町合併協議会委員の変更について」ご説明いたします。

本件は、合併協議会の委員に変更が生じたので、ご報告するものでございます。

資料の8ページをお願いいたします。初めに、1「館林市委員の変更」でございます。平成29年4月に開催された館林市議会の第1回臨時会において、正副議長、また本協議会選出委員の改選が行われました。その結果、表に記載しましたとおり、規約に基づく2号委員に館林市議会議長の河野哲雄様、同じく副議長の遠藤重吉様、3号委員に向井誠様が選出されております。

続きまして、2「板倉町委員の変更」でございます。平成29年5月に開催されました板倉町議会の第1回臨時会において、本協議会選出委員の改選が行われております。その結果、3号委員は表に記載のとおり、変更前の市川委員から荒井英世様、変更前の延山委員から小森谷幸雄様、変更前の今村委員から小森谷幸雄様が就任されております。

なお、板倉町の3号委員につきましては、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会、予算決算常任委員会の各委員長を本協議会の委員として選出するという議会の申し合わせ事項を定めております。この結果、荒井委員と小森谷委員につきましては、委員を重複するという結果となっております。

なお、報告資料の一部を変更する内容が生じておりますので、ここであわせてご報告申し上げます。5月19日、金曜日の午後、板倉町の荒井議員から副議長職の辞職願が提出されております。したがいまして、資料中荒井委員の下に記載をされております「(2号委員と重複)」は、後に削除となる予定でございます。本日現在では、板倉町の2号委員、議長、副議長のうち副議長が欠員となる状況でございますが、次回の協議会において正式な報告をさせていただきたいと考えております。

資料以外の報告内容を含めまして、合併協議会委員の変更につきましては以上でございます。

続きまして、資料の11ページをお願いいたします。報告第12号「館林市・板倉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程について」ご説明いたします。

本件は、事務局規程の一部を改正しましたので、報告するものでございます。

資料の12ページをお願いいたします。事務局規程の第9条において、別表第2のとおり公印の取り扱いを定めており、これまで会長の印のみを設定しておりましたが、会長の不在期間が生じたことにより、職務代理者を設けております。これに伴い別表第2の一部を改正し、会長職務代理者の印を設定したものであります。附則に記載のとおり、会長不在となりました昨年12月19日から適用しております。

13ページから16ページまで、一部改正後の事務局規程を参考に添付してございます。

事務局規程の一部改正については、以上でございます。

続きまして、資料の17ページをお願いいたします。報告第13号「館林市・板倉町合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程について」ご説明いたします。

本件は、幹事会規程の一部を改正しましたので、報告するものでございます。

資料の18ページをお願いいたします。幹事会規程の第3条において、別表のとおり組織を定めており、改正前では板倉町の幹事を、町長補佐、総務課

	<p>長、企画財政課長としておりましたが、町長補佐が不在となり、新たに副町長が就任されましたので、別表の一部を改正するものでございます。附則に記載のとおり、平成29年4月1日からの施行となります。</p> <p>19ページから20ページまで、一部改正後の幹事会規程を参考に添付してございます。</p> <p>以上で報告第10号から第13号まで、報告事項についての説明を終了いたします。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告第10号から第13号につきまして、何かございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、報告第10号から第13号につきまして、よろしく願いをいたします。</p> <p>次に、報告第14号 「平成28年度館林市・板倉町合併協議会補正予算(第1号)の専決処分について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
林事務局次長	<p>資料の21ページをお願いいたします。報告第14号 「平成28年度館林市・板倉町合併協議会補正予算(第1号)の専決処分について」ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、協議会財務規程第4条により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、協議会に報告させていただくものでございます。</p> <p>資料の22ページをお願いいたします。専決第1号 「平成28年度館林市・板倉町合併協議会補正予算に関する専決処分書」でございます。本補正予算につきましては、財務規程に基づき、平成29年2月13日付で専決処分を行ったものでございます。</p> <p>資料23ページは割愛しまして、24ページをお願いいたします。歳入歳出</p>

	<p>補正予算事項別明細書についてご説明申し上げます。</p> <p>1「総括」の歳入でございますが、1款負担金を1,009万1,000円減額し、1,079万8,000円としました。また、3款県補助金を350万円減額し、150万円としました。したがって、歳入合計を補正前の額2,589万円から1,359万1,000円減額し、予算額を1,229万9,000円とするものでございます。</p> <p>歳出につきましては、1款運営費を297万1,000円減額し、145万9,000円としました。また、2款事業費を1,062万円減額し、1,034万円としました。したがって、歳出合計を補正前の額2,589万円から1,359万1,000円減額し、予算額を1,229万9,000円とするものでございます。</p> <p>25ページから27ページは、補正額の明細となります。時間の都合もございますので、本日個別の説明は割愛をさせていただきたいと存じますが、補正予算全体としての概要を申し上げますと、会議の開催及び合併協議会だよりの発行が当初の計画よりも少なく、また業務委託費の確定などに伴い、多額の予算残額が生じる結果となりました。このため、当初予算額を減額補正し、合併協議会の歳入の中心である負担金について精算を行ったものでございます。</p> <p>協議会補正予算（第1号）の専決処分につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告第14号につきまして何かございますか。</p> <p>荒井委員、どうぞ。</p>
荒井委員	<p>板倉町の荒井です。1点だけお聞きします。</p> <p>27ページですけれども、事業推進費の中の協議会だより印刷製本費の減額はわかります。もう一つ、新市基本計画策定業務委託料282万円の減額ですが、当初550万円の予算だと思います。したがって、半分以上の減額となっており、これは先ほどの説明の中で確定ということですが、この基本計画策定を進める中で、これだけ減額して作業上支障ないのでし</p>

<p>議 長</p>	<p>ようか、その辺確認します。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>事務局よりお答えいただけますか。</p> <p>荒井委員より、事業推進費の中で新市基本計画策定業務委託料が約280万減額されており、業務そのものに支障がなかったのかどうかというご質問をいただきました。業務委託をしておりますが、業者に頼んでおりましたのはサポート業務が主な内容でございました。成果品としてでき上がってきたものがございしますが、それらにつきまして事務局で確認したところ、特に問題がある状況ではないというふうに認識をしております。今後、両市町及び幹事会での協議を経た後、合併協議会で審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにごございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、報告第14号につきまして、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、報告第15号 「平成29年度館林市・板倉町合併協議会予算の専決処分について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>資料の29ページをお願いいたします。報告第15号 「平成29年度館林市・板倉町合併協議会予算の専決処分について」 ご説明いたします。</p> <p>本件は、協議会財務規程第4条により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、協議会に報告するものでございます。</p> <p>資料の30ページをお願いいたします。専決第2号 「平成29年度館林市・板倉町合併協議会予算に関する専決処分書」でございます。本予算につきましては、財務規程に基づき、平成29年3月23日付で専決処分を行ったものでございます。</p>

資料31ページは割愛しまして、32ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書についてご説明いたします。

1「総括」の歳入でございますが、1款負担金につきましては1,180万5,000円、前年度と比較して908万4,000円の減額でございます。

2款諸収入につきましては1,000円、前年度と同額でございます。

3款県補助金につきましては200万円、前年度と比較して300万円の減額でございます。

4款繰越金につきましては1,000円、前年度と比較して1,000円の増額となります。

したがって、歳入合計、本年度予算1,380万7,000円、前年度予算2,589万円と比較して1,208万3,000円の減額でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

1款、運営費につきましては415万7,000円、前年度と比較して27万3,000円の減額でございます。

2款事業費につきましては915万円、前年度と比較して1,181万円の減額でございます。

3款予備費につきましては50万円、前年度と同額でございます。

したがって、歳入合計、本年度予算1,380万7,000円、前年度予算2,589万円と比較して1,208万3,000円の減額でございます。

33ページから35ページは、予算額の明細となります。時間の都合もございますので、個別の説明は割愛させていただきますが、平成29年度全体としての概要を申し上げますと、前年度と比較しましておおむね2分の1の予算規模となっております。

この理由は、前年度に計上しました新市基本計画の策定業務委託料550万円や電算システムの一元化に伴う調査費508万円などが、業務完了により本年度予算に計上されていないためでございますが、会議費や事務費、協議会だよりの印刷製本費など、本年度の業務に必要な経費を計上いたしております。

結びに、予算につきましては、本来協議会で審議、決定いただくものでございますが、実務上平成29年3月31日までに予算が確定しませんが、両

<p>議 長</p>	<p>市町への負担金の請求や年度当初の事務経費、コピー代や紙代などがございますが、こちらの支払いも滞る結果となってしまいます。したがって、補正予算と同じく財務規程に基づく予算の専決処分を行わせていただき、協議会への報告、承認にかえさせていただくものでございます。</p> <p>平成29年度合併協議会予算の専決処分につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告第15号につきまして、何かございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、報告第15号につきまして、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、報告事項を終えまして、審議事項に移ります。</p> <p>協議会の次第では、継続審議のため、議案第8号が最初となっておりますが、予算に引き続き事業計画をご確認いただくことが審議の流れに沿っておりますので、初めに順番を変えまして議案第11号 「平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について」、先に議題とさせていただきたいと存じます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>林事務局次長</p>	<p>資料が飛びますが、53ページをお願いいたします。</p> <p>議案第11号 「平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について」ご説明を申し上げます。本案は、平成29年度の事業計画について、協議会へ提案するものでございます。</p> <p>54ページをお願いいたします。平成29年度の事業計画につきまして、合併協議会、幹事会、専門部会、事務局に区分して記載をしております。合併協議会につきましては、合併協定項目の審議、決定に向けましての会議を、年度内を通して随時開催したいと考えております。</p> <p>幹事会と専門部会につきましては、内部的な調整や確認業務を年度内を</p>

議 長	<p>通して行います。</p> <p>事務局につきましては、新市基本計画の策定に向けて、年度上期の9月までに計画素案を作成し、協議会でご確認いただきたいと考えております。また、計画素案の確認後におきましても、合併協定項目の決定に基づいて修正が必要な部分、具体的には公共施設の適正配置や財政推計などになりますが、これらが発生すると思われまますので、10月以降の下期において修正などを行いたいと考えております。</p> <p>なお、資料の欄外、下段にその他で記載をさせていただきましたとおり、住民説明会につきましては、税や福祉など住民生活に特に影響がある合併協定項目が審議、決定となり、住民からの疑問点にお答えできる適切な時期に開催をさせていただきたいと考えております。</p> <p>この大きな理由は、住民説明会では、新市基本計画に基づくまちづくりの方針はもとより、合併によって、住民生活に身近なものが具体的にどう変わるのかの質疑が中心になると思われまます。主要な合併協定項目の調整が決定していない時点では、住民の皆様が関心を持ち、聞きたいことに何も答えられない状態での説明会となってしまいます。したがって、このことを考慮しました適切な開催時期について、今後の合併協議の進捗状況を確認しながら判断させていただきたいと考えております。</p> <p>事務局のその他につきましては、協議会の庶務全般を担当し、事務事業の調整やホームページの適正運営、合併協議会だよりの作成、発行による情報提供に努める所存でございます。</p> <p>平成29年度の事業計画につきましては、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第11号につきましてご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願ひをいたします。</p> <p>野村委員。</p>
-----	--

野村委員	<p>館林市の野村でございます。</p> <p>その他のところで、住民説明会についてお話がありましたけれども、今の説明では、あくまで一方通行の説明になってしまう可能性があるのかなというふうに思います。現在、合併協議会ではこういうふうな素案ができ、こういうふうに協定が固まりつつあるという報告のみになってしまうのではないかと。</p> <p>逆に住民の声を真摯に聞くというふうな姿勢も、合併協議会があってもいいのではないかと思いますので、中断の期間が半年間ぐらいありましたけれども、今後何回か合併協議会を重ねた後には、中間報告会のようなものを開いて、それぞれの市町の住民からご意見を聞くという姿勢も、私は協議会としては大事な姿勢ではないのかなと思いますので、その辺についてご検討いただけるかお聞かせいただきたいと思います。</p>
議 長	<p>今のご意見に対して、事務局のほうから何かお答えいただけますか。</p>
林事務局次長	<p>野村委員より、住民説明会は大事なことであるが、開催するまでに時間がかかるのだとすれば、中間報告会など住民の意見を聞く機会を設けるべきだというご意見をいただきました。事務局もそのとおりと認識をしております。住民説明会では、決まったことを説明する必要性はございますが、今のご意見のとおり、合併協議の進捗状況をお知らせして、その中で意見を聞くような場面も必要であると認識をしております。</p> <p>事務局で考えておりますのは、出前講座などを行いながら、積極的に住民意見の聴取に努めたいと考えております。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>今のようなお答えで、野村委員、よろしいでしょうか。</p>
野村委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>ほかにもございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

<p>議 長</p>	<p>ないようですので、それでは質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第11号「平成29年度館林市・板倉町合併協議会事業計画について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第11号は原案のとおり可決をされました。</p> <p>次に、もとに戻りまして、議案第8号 合併協定項目1「合併の方式について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>事務局次長の丸山でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>本日、審議をお願いします合併の方式は、合併協定基本4項目の一つでございます。大変重要な協定項目となっております。前回、会議を開催しましてから今回の会議開催の間、多くの委員がかわっていますので、確認の意味も含めまして、第3回協議会でご説明をした合併の方式について再度ご説明をさせていただきまして、その後に合併の方式に関する調整方針をご説明させていただきたいと考えておりますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、資料40ページ、参考資料合併の方式について（新設合併と編入合併の主な違い）をごらんいただきたいと思います。初めに、自治体の名称につきましてご説明させていただきます。新設合併方式と編入合併方式、いずれかの方式により合併したとしても、新たな名称を用いるか、または合併前の市町の名称を用いるか、いずれかの方法になります。</p> <p>表にありますとおり、新たな名称を用いた場合には、両市町に影響がございます。また、合併前のいずれかの名称を用いた場合には、一方の自治体に影響があります。影響がある事項としては、各種証明書、書式等の変更から資料、パンフレット等の住所変更などが考えられますが、これらの影響については合併する自治体だけではなく、その住民や企業にも影響すると考えられます。</p>

次に、自治体の首長になります。新設合併の場合には、両市町の法人格が消滅しますので、選挙により新たな首長を選出することになります。参考としまして、過去に実施した市長選挙費用は約1,700万円、町長選挙費用は約700万円となっております。

表の右側、編入合併の場合には、編入される自治体の首長は身分を失いますが、編入する自治体の首長がそのまま在任しますので、選挙を行う必要はございません。

次に、議会議員になります。初めに、表の左側、新設合併をした場合には、原則として全ての議員が身分を失うことになります。したがって、合併時に新たな定数により選挙を行うことになります。選挙費用約5,000万円は、参考に記載した両市町の議会議員選挙費用の合計額を記載しております。また、議員定数の見直しにより、議員報酬総額は削減されることとなります。

次に、在任特例を適用した場合になります。両市町の全ての議員が在任することになりますので、合併時の選挙は不要となります。したがって、両市町の議員報酬の全体額は現行のとおり必要となります。なお、在任特例適用期間2年以内に、新たな定数により選挙を行うこととなります。

表の右側、編入合併をした場合には、原則として編入する自治体の議員がそのまま在任することになりますので、合併時の選挙は不要となります。また、編入される自治体の議員が身分を失うこととなりますので、議員報酬の全体額は削減されることとなります。なお、編入する自治体の議員の残任期間後に、新たな定数により選挙を行うこととなります。

次に、在任特例を適用した場合には、両市町の全ての議員が在任するため、合併時の選挙は不要となります。したがって、両市町の議員報酬の全体額は現行のとおり必要となります。なお、編入する自治体の議員の残任期間後に、新たな定数により選挙を行うこととなります。

このほかにも編入合併の場合には特例措置が設けられておりまして、いずれかの特例措置を適用するかによって、選挙の時期や実施方法等が異なります。概要につきまして記載しておりますので、後ほどご確認をお願いい

たします。

次に、特別職についてご説明いたします。次のページになります。新設合併の場合には、全ての特別職を新たに選任する必要がありますので、選任されるまでの間、行政としての機能が低下することが考えられます。また、新たな選任のための時間と労力が必要となります。一部教育委員会などの委員については、各法令に基づき、合併後の一定期間その職務を行うことができます。

表の右側、編入合併の場合には、編入後の自治体におきまして必要に応じて再編をし、人員等を変更する場合には、新たな選任が必要になりますが、新設合併と比較すると、選任のための時間と労力は少なくなります。

次に、一般職になります。新設合併の場合には、新市において組織機構の再編、再編に伴う職員配置、給与体系の見直しが必要になりますので、見直しに係る労力とコストが増加します。

表の右側、編入合併の場合には、編入する自治体の既存の制度を基準として、編入される自治体の一般職を中心として職員配置や給与体系の見直しが必要になりますが、見直しに係る労力とコストは少なくなります。

次に、条例等になります。新設合併の場合には、両市町の法人格が消滅するため、全ての条例、規則を新たに制定する必要がありますので、両市町の既存の条例等をすり合わせながら、新たな条例、規則を制定するため、事務量の増加と制定手続のためのコストが増加します。現在、両市町で制定している条例等の件数は、市が約1,000件、町が約630件となっております。

表の右側、編入合併の場合には、合併に伴う必要な改正を行い、編入する自治体の条例、規則をもとに適用するために、事務量とコストが少なくなります。

次に、予算になります。新設合併の場合には、新たな首長が選任され、その後の議会で予算が承認されるまでの間、暫定予算の期間が生じるため、一時的に義務的経費の支出に限られますので、大きな工事等については発注ができないことになります。

表の右側、編入合併の場合には、編入される自治体の予算については、

法人格が消滅することにより無効となりますので、編入する自治体と事前にその取り扱いを協議する必要があるとございます。

次に、決算になります。新設合併の場合は、両市町の法人格が消滅しますので、出納整理期間が適用されない打ち切り決算を速やかに両市町で行うことになり、決算事務が増加することになります。

表の右側、編入合併の場合には、編入される自治体のみ打ち切り決算を行うことになります。

最後になりますが、合併の手続になります。新設合併、編入合併ともに県知事協議が必要となりますが、新設合併の場合には、県知事協議に加え総務大臣への協議が必要となりますので、手続に時間を要することになります。

以上、新設合併と編入合併についての主な違いについてご説明をしましたが、この2つの方式のうち、いずれかの方式を用いて、これから新市が誕生するまでの間、合併協議や事務手続をどのように進めていくかを決定するものとございます。いずれかの方式を用いて合併協議を行ったとしても、合併方式の違いにより、合併後の両市町の住民に対しまして、混乱や大きな影響を与えるものではないと考えております。

以上で参考資料の説明を終了させていただきまして、引き続き議案第8号 合併協定項目1 「合併の方式について」をご説明させていただきます。資料の37ページをお願いいたします。

初めに、合併の方式につきましては、前回の協議会において、委員よりさまざまなご意見をいただきました。いただいたご意見の概要につきましては、次のページに記載したとおりでございます。各委員からいただきましたご意見は、新たなまちづくりに向けた真摯なご意見でありますので、その全てを反映したいところでございますが、合併の方式としましては、新設、編入、いずれかの方式を選択しなければなりません。

本来であれば、委員各位のご意見を受け、提案側の考えを示さなければなりません。前回の協議会の結果を勘案しますと、いずれの方式を提案しましても、3分の2以上の意見がまとまる見込みが薄く、委員より時間をかけながら慎重にというご意見もございましたので、今回の会議は、新

議 長	<p>設合併、編入合併、両方のより具体的な調整方針をお示しし、再度ご意見をお伺いした上で決定する方法をとらせていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>表の中、調整方針に記載のとおり、合併の方式に関する具体的な調整方針を決定するに当たり、A案、両市町の合併は、館林市及び邑楽郡板倉町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。または、B案、両市町の合併は、「対等・平等の精神に基づく合併」とし、両市町の歴史・伝統・文化を尊重するとともに、地域の個性と特色を生かしたまちづくりを進めるものとする。法制度上の方式については、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する「編入合併」とするのいずれかの方式を選択することにつきまして、委員のご意見をお伺いしたいと考えております。</p> <p>以上で議案第8号についての説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第8号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がございましたが、前回の協議会におきまして各委員より、合併の方式の審議に当たっては、真摯なご意見をいただいたところでございます。その結果を勘案しますと、先ほど事務局も申しておりましたが、現時点ではいずれの方式を提案いたしましても、委員の3分の2以上の意見がまとまることは難しいのではないかというふうに考えてございます。</p> <p>また、前回の協議会におきまして、委員より、時間をかけて慎重にという要望もございましたので、本日は合併の方式に関するより具体的な調整方針を先ほど事務局が示しましたが、これをお示しいたしまして、再度委員各位のご意見をお伺いする方法をとらせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議では、全ての委員からご意見をお伺いしたいというふうに考えております。よろしければ、委嘱状の交付順で河野委員から井野口委員に行きまして、引き続きまして荒井委員から鈴木委員の順番で行う</p>
-----	--

<p>議長</p>	<p>形でお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
<p>河野委員</p>	<p>それでは、河野委員よりよろしく願いいたします。</p> <p>館林市の河野でございます。</p> <p>合併の方式につきましては、A案であります新設合併がよろしいのではないかと考えております。合併につきましては、非常に微妙な精神的な問題を含んでおりますので、あくまでも対等の立場で真摯に協議を進めていくことが大事ではないかと考えております。</p> <p>また、行財政改革を含めまして、新設合併することによりまして新たなまちづくりができるということで、それが合併の最大のメリットではないかと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>遠藤委員、お願いいたします。</p>
<p>遠藤委員</p>	<p>館林市の遠藤でございます。</p> <p>私自身もA案がいいかなというふうに思っております。というのは、館林市議会で疑問に思っているところがありますので、発言をさせていただきます。館林市については、市議会議員選挙が9月に行われていますが、県との関係などにおいて、9月の改選が非常に不合理です。県内の11市を見渡しても、9月の改選という市はございませんでして、1月、2月というのはあるのですけれども、県の総会などの運営上非常に時間がかかってしまって、手続が非常に複雑になっていると思っております。</p> <p>行政当局に質問したこともあるのですけれども、改選時期を変えるには、合併とか、そういったことを利用しながらやっていると難しいということを伺っておりまして、新設合併であれば在任特例があり、板倉町議会と館林市議会が調整する時間が幾らかとれるのかなというふうに思</p>

	<p>っております。それで4月のいわゆる統一選挙に改選時期を合わせられるA案にメリットを感じているわけでございます。B案ですと、なかなかそういう議会同士の調整であるとかということも難しいのかなというふうに思っております。</p> <p>第3回までの皆様のご意見を会議録で読ませていただいたのですけれども、そういった意味から、私自身はA案を選択したいというふうに思っています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、青木委員さん、お願いいたします。</p>
青木委員	<p>板倉の青木です。</p> <p>私は、前回、編入合併をしたほうが、事務方の事務作業の煩雑さを省くということではないかということで、編入合併に賛成しました。先ほどの事務局から説明があった新設合併、編入合併の比較を見ますと、新設合併だといろいろな問題が多くなるのではないかとことを考えますと、事務方のことも考慮して私は、編入合併のほうが非常にスムーズにいくのではないかと考えています。</p> <p>それと、先ほども説明がありましたように、新設合併でも編入合併でも、内容においてそう大きな違いはないというのであれば、事務作業が簡単といたしますか、楽な編入合併がよろしいかなと思っているところです。</p> <p>ただ、前回にも皆さんからそれぞれ意見が出ていまして、新設と編入と、あるいは保留というふうに3つのはざまになっておるわけで、先ほど言われるように3分の2以上で成立となると、それぞれの意見がばらばらではなかなか難しいと思います。私個人としては新設でも編入でも、どちらでも大差ないというのであれば、これから調整して、変な言い方なのですが、どちらもいいのかなと思っているところもあり、一方の意見に集約することを調整する必要があるのかなとっております。</p> <p>ですから、前提としては編入合併を望んでおるわけですが、委員の考え方が割れているということであれば、これから調整して新設が多い</p>

<p>議長</p>	<p>というのであれば、私は個人的には新設にでも賛成したいというふうに思っております。2通りのことを言って、曖昧で申しわけないのですけれども、それが今の考えているところです。</p>
<p>野村委員</p>	<p>それでは、野村委員。</p> <p>私は、A案とB案の提案の仕方が非常に恣意的ではないかと感じています。A案のとおりB案を読みかえると、両市町の合併は、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する「編入合併」とすると、そういうふうに、このA案、B案というのは同じ表現になろうかと思うのです。</p> <p>B案のとおりA案を表現しますと、両市町の合併は、「対等・平等の精神に基づく合併」とし、両市町の歴史・伝統・文化を尊重するとともに、地域の個性と特色を生かしたまちづくりを進めるものとする。ただし、合併の協議等については、館林市の事務事業に極力合わせて進めるものとする。法制度上の方式については、邑楽郡板倉町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。やはり、ここの文言がかなり抜けた感じがして、この調整方針についても非常に疑義を唱えるものであります。</p> <p>私としましては、前回と同じように、63年、62年を数える歴史と文化のあるそれぞれの市町でありますので、ぜひ新設合併で進めていただきたいと思っております。</p>
<p>議長</p> <p>向井委員</p>	<p>向井委員、お願いします。</p> <p>館林市の向井と申します。</p> <p>先ほど野村委員のほうからございましたけれども、提案の仕方もし少し同じようなことを感じておりました。特にB案のほうに関しましては、編入合併のほうの提案がしてあるわけですが、あえて上段に「対等・平等の精神に基づく合併」とか、「地域の個性と特色を生かしたまちづくり」というのをわざわざ上に上げないといけないような感じを、皆さんが受ける編</p>

<p>議長</p> <p>井野口委員</p>	<p>入合併ですよという意味合いをすごく感じさせていただきました。</p> <p>結論から申し上げますと、私もA案のほうに賛成でございます。理由といたしましては、先ほど野村委員が言われたとおり、それぞれ長い歴史を持つ市と町でございます。また、次の40、41ページの主な違いを見ますと、確かに名称等に関しましては、住民の方々、企業の方々、農協の方々、それぞれ全く新しい市となりますと影響があるかもしれませんが、そのほかを見ますと、議員のことであったり、特別職、一般職等々への影響しかありません。</p> <p>今回の経過を考えますと、板倉町のほうから合併をしませんかというお誘いからスタートしたことだと思っております。</p> <p>そういう意味から考えて、ここは町民の方々の気持ちをおもんばかると、編入という吸収されてしまうという意味合いではなくて、板倉町のほうから言われてはきたのだけれども、お互いに対等の立場で、お互いに新しい市を、その結果によって、名前は一番合理的な方法もいいでしょうし、条例も一番合理的な方法がいいでしょうし、お金もできるだけかからないようにしてほしいと思うのも、町民、市民の考え方だと思います。事務方の事務が多いという考え方は、こういう大きな仕事をするのですから、仕方がないというふうに考えるのは大変申しわけないのだけれども、それよりもやはり市民と町民の心の問題をまず大事にしたほうがいいと思いますので、私はA案のほうに賛成をいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>井野口委員、お願いします。</p> <p>館林市の井野口と申します。</p> <p>合併の方式、これはまさにこの協議会の一丁目一番地で、一番の基本になるのかなと私は思っております。そんな中にありまして、継続審議という形をとっていただきまして、事務局の事務方の皆さん方には感謝申し上げます。</p> <p>私自身は、結論から申し上げますと、B案のほうでお願いしたいという</p>
------------------------	---

<p>議 長</p> <p>荒井委員</p>	<p>希望を持っております。と申しますのは、やはり時間、コスト、そしてまた事務量も莫大なものになるという中で、今の時代にそぐわないのではないかと、こんなふうにも思っております。事務事業が停滞することによりまして、市民、そしてまた町民の皆さん方に事業面あるいは施策の面で不便を生じさせるというような危惧もいたしておりますので、できましたならばB案の編入合併ということで私の考えはこれからも進めるべきだと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>こちらにまいりまして、荒井委員、お願いします。</p> <p>板倉町の荒井です。</p> <p>前回も申し上げましたけれども、私はAの新設合併を選択したいと思います。理由ですけれども、2点ほどあります。1つが、郷土に対する愛着の部分、あと住民感情の部分、これは先ほど向井委員さんがおっしゃったことと重複すると思っておりますけれども、館林市、板倉町双方ともすばらしい文化、歴史があります。そういったものに対して、両方の住民もかなり愛着、それから誇りがあると思っております。したがって、そういった住民感情を尊重する部分から新設合併を選択ということです。</p> <p>それから、もう一点ですけれども、条例、規則の点から新設ということです。仮に編入合併としますと、編入する自治体の条例、規則を適用することになります。ただ、条例とか規則、これはあくまで各自自治体の地域性、そういった部分が大いに反映されていますので、今後新しいまちをつくるのだという大きな視点に立てば、そういった部分を新たに制定するべきだと私は思っております。</p> <p>先ほど、時間とかコスト、それがかかるのではないかとという部分がありましたが、いずれにしても法人格が消滅するわけですから、コスト、時間、そういった部分は少なくとも最小限に抑えるのが必要なのでしょうけれども、そういった視点より、これから新しいまちをつくり上げていくのだと、そういう視点に立ってやっていったほうがいいのではないかと考えて</p>
------------------------	---

<p>議 長</p>	<p>おります。したがって、新設合併を選択したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>小森谷委員</p>	<p>小森谷委員、お願いいたします。</p> <p>板倉町の小森谷と申します。</p> <p>今回、先ほども申し上げましたように初めて参加をさせていただくということで、従来、いろいろ議論があった様子でございます。きょう、新たにまた事務局より新設合併、編入合併についてお話があったわけでございますけれども、基本的には館林市、板倉町がなぜ合併をするのかという原点に立ち返ったときに、従来の平成の大合併とは違って、余り縛りのない中で自由な議論ができる。新たなまちづくり、活性化をどうするかということで、私は合併を手段として考えております。合併すれば終わりということではなくて、合併をすることによって新しいまちをいかにつくっていくかと。</p> <p>先ほど皆さんもおっしゃっているのですけれども、経費の問題とか効率性の問題が説明がされておるわけですが、今回の場合については、ある意味ではそういった縛りはございません。ですから、館林市民あるいは板倉町民が十分ご理解をいただけるようなステップを踏んでいただきたい。事務局には効率性の問題とか、経費の問題とか、大変な中ですが、考慮して進めていただきたい。そういった意味からしますと、私は新設合併でぜひ進めていただきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>山崎委員</p>	<p>山崎委員さん、お願いします。</p> <p>区長協議会の山崎です。よろしくお願いいたします。</p> <p>私は、前回にも編入合併ということで発言したのですが、今回区長の間から、我々の考えを協議会のほうへぜひ進言してほしいという意見がありまして、実は19日の金曜日に区長会の理事会を開きました。理事が</p>

<p>議長</p> <p>福田委員</p>	<p>16名、うち2名が欠席で、14名出席でいろんな意見を交わしたのですけれども、結論から言いますと編入合併です。</p> <p>なぜかという、不適切な発言になってしまうかと思うのですけれども、板倉町のほうから入れてくれと来たみたいなものなのだから、これは編入合併でいだろうという意見。もう一つは、先ほども言われましたように、費用もかかる、時間もかかる。そういう中で、できるだけスピーディーに合併できるような方策をとってほしい。さらには、自然の成り行きで、我々区長は新設合併なんか初めから考えていないという、ちょっと激論になってしまうのですけれども、そういう意見がほとんどです。</p> <p>それから、これは理事ではない一般の区長から、新設合併であれば、別に合併する必要はないのではないか、そういう過激な発言も私のところへ来ております。</p> <p>それと、先ほど野村委員が言われましたように、市民から意見を聞く意味で、区長会として、もしできることならば、66人の区長に協力をいただいて、市民がどういうふうに考えているかを当たってみるのも一つの方法ではないか、そんな意見もありました。区長会とすれば、編入合併という方向で発言してほしいということですので、編入合併でお願いしたいと思います。</p> <p>福田委員、お願いいたします。</p> <p>館林市の福田でございます。</p> <p>前回の協議会の中でお話しさせていただきましたけれども、私は編入合併ということで初めから考えておるところでございます。特に予算面あるいは経費の面だとか、あるいはコストを考えたときに、編入のほうがスムーズに進んでいくのかなというふうに思っております。いずれにしても対等・平等の精神に基づきということもございしますので、私はこの言葉を信じて、編入合併ということをお願いをしたいと思います。</p> <p>終わります。</p>
-----------------------	--

議 長	<p>続いて、増田委員、お願いいたします。</p>
増田委員	<p>私は、板倉町の区長会の会長をしております増田と申します。</p> <p>前回の発言につきましては、私は編入ということで提案をいたしました。といたしますのは、今現在の館林市と、それから板倉町が置かれている状況にありましても、私は合併が優先するのかなと思ひまして、合併をしなければ、心配事というのは解決できないのではないかと。</p> <p>心配事というのは、少子高齢化と、安全安心の地域づくりといったことですが、やはりこれからの状況の中では、どうしても合併を優先するというふうに考えています。この協議会で3分の2の原則というのがある中で、皆さんのお話を聞くと、合併することが優先するのだという考え方であれば、どちらであっても合併を前向きにやる考え方のほうにしなければいけないのかと思ひまして、少し新設という気持ちもなきにしもあらずですが、基本的には編入でございます。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>須藤委員、お願いします。</p>
須藤委員	<p>私も今回初めて参加するわけですが、いろいろ資料を読みますと、いずれにしてもメリット、デメリット両方あるというふうに考えます。しかし、人口がこれからかなり減少していく中において考えれば、速やかなる合併がいいのではないかと思います。</p> <p>しかし、いずれにしても新設と編入、これは非常に大変な問題だというふうにお伺いしますが、なるべく早く合併したいという方向で来ているわけですから、編入か新設かを決めるということは、私はどちらでもいいと思います。ですから、皆さんが編入がいいと言えば、私は編入で進む、新設がいいと言えば、新設、これは私の身勝手かもしれませんが、こうしないと合併がこれでとまってしまうと考えます。これから皆さんのご意見や、またいろいろな方のご意見を聞きながら、編入か新設かの私の答えを今後出していきたいと思ひます。</p>

<p>議 長</p> <p>小野寺委員</p>	<p>以上でございます。</p> <p>小野寺委員、お願いします。</p> <p>板倉町の小野寺ですけれども、前回聞かれたときには、編入のほうがいいのではないかというふうな答えを出しました。余り費用がかからない、すぐにできるということを考えまして、編入でお願いしたいというふうに話をしました。今もその考えは変えておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>江森委員</p>	<p>江森委員、お願いいたします。</p> <p>私もどちらかといえば、基本的には編入合併のほうがよいと思います。いろいろな人にも意見を聞きましたが、やはり編入合併で、館林市のほうも板倉町のほうも理解されるのではないかという意見が多かったわけでございます。これですべてとまってしまうようならば、新設合併というのもありかと思いますが、新設合併の場合でも、館林市という市の名称を残せばいいのではないかという意見もでございます。基本的には編入合併でできればと、そのように考えております。</p>
<p>議 長</p> <p>小山委員</p>	<p>小山委員、お願いいたします。</p> <p>館林市の副市長の小山でございます。</p> <p>結論から申し上げますと、編入方式がよいというふうに考えております。11月、前回の第3回協議会でもお話し申し上げましたけれども、相当な数の事務事業について調整を行っていく必要がございます。どうしてもその場合には、基本となるベースが必要でございます。そのベースをもとに調整を進めていくことが、スムーズに、合理的に合併の事務が進めていけると、そのように考えております。</p> <p>今まで私たち幹事会におきまして、両市町の事務事業の調整を行ってま</p>

<p>議長</p> <p>吉間委員</p>	<p>いりました。例えば、本日見えておりますけれども、保健福祉部会におきまして生活保護についての調整を行う場面がございました。館林市では、市に福祉事務所がございます。したがって、市で生活困窮者からの相談、申請の受理、そして決定、実施等を全て行っております。</p> <p>一方、板倉町におきましては、受理した申請を群馬県の保健福祉事務所に進達、県による保護の要否、要するに生活保護として認めるか、認めないかの要否の決定に基づく実施という形でございます。一部を間接的に行っていると、そういう状況もございます。これを具体的に調整してまいりますと、生活保護につきましては館林市の例により合併時に統合するというふうな考えになってくるかと思えます。</p> <p>また、家庭児童相談事業あるいはDV、ドメスティック・バイオレンス、女性に対する暴力、これに対する相談事業あるいは母子・父子家庭自立支援相談事業、これらにつきましては、館林市では相談員制度を設けて行っております。板倉町では、相談員制度がございません。ただし、これを具体的に調整していく段階では、板倉町になくて館林市であるからということではなくて、この3つを統合してさらにいいものにしていこうと、そういう考えで調整を行ってまいります。</p> <p>ですから、板倉町にはない業務であるから、館林市のそのままあるものを入れていくと、そういう考えではございません。市民のサービスを、住民のサービスを低下させずにより充実を図っていくと、そういう考えのもとで我々幹事会では調整を行っております。</p> <p>そういった中で、先ほどの繰り返しになりますけれども、ベース、基本となるものは絶対に必要だと考えております。したがって、編入方式がよいと、そのように考えるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>続きまして、吉間委員、お願いいたします。</p> <p>今もちょっと迷っているところがあるのですが、前回は話したように、基本的にはB案の編入合併です。やはり基本的に、増田委員さんもおっし</p>
-----------------------	--

<p>議長</p> <p>中里委員</p>	<p>やっていたけれども、合併ありきかなと思っております。そして、新設、編入には、自分としてはこだわっていないつもりでございます。ただ、板倉町の皆さんが、新設ならば合併できるというような意見が多ければ、それは新設を自分としては受け入れてもいいかなと思っています。</p> <p>いろいろお話を聞いてみますと、どちらの合併にしても市長さんが1人になり、議員さんも減り、特別職も減り、その皆さんはここにいらっしゃるわけです。実際に自分の職もなくなってしまう可能性もあると。ただ、問題は合併後のまちの絵をどれだけ描けるかということが大事になっていくのかなと思います。自分の職がなくなるかもしれないけれども、でも合併することでこんないいことがあるのだという合併後の絵が立派に描けないと、これはやっぱりうまくいかないかなと思います。職がなくなっても、合併することが町と市のためになるのだということであれば、すばらしい絵を描くことで、それは解決するのかなと思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>中里委員、お願いいたします。</p> <p>中里です。</p> <p>私も前回11月の協議会のときには、意見保留にさせていただきました。というのは、当日の皆さんのご意見、私が想像した以上に新設合併というご意見が多かったものですから、ちょっと待てよということで保留にさせていただきました。きょうは、私の考えを述べさせていただきます。</p> <p>先ほど事務局から相違点について10項目示されておりますけれども、市民、町民の生活に直結する合併後の事務事業、これの実施と取り扱いに関しまして、先ほど小山副市長からもお話がありましたとおり、専門部会、それから幹事会で、内容によっては今後また協議会の各段階で協議調整をするということになるわけでございます。その調整の結果、館林市の例によるものあるいは板倉町の例によるもの、合併時に統合するものあるいは再編するものあるいはそのまま継続するものということで、それぞれ交通整理、方向づけをしてきております。</p>
-----------------------	---

	<p>そういった中で、方式が変わると、新設の場合には新たに例規を制定しなくてはならない、あるいは編入の場合には、現行例規を一部改正することで対処ができるというような違いがあるかとは思っておりますけれども、新たに制定するにしても、一部を改正するにしても、完成形はこれまでの調整の結果、方向づけをされている内容に整合させるようになると考えております。そういったことを踏まえますと、時間を余りかけずに進めるという考え方からしますと、編入合併の方式がよろしいというふうに考えております。</p> <p>ただ、これは私の考えでありまして、住民の皆様方がどういうふうに考えるか、これは私も十分な情報収集できておりませんので、その辺今後の成り行きも少し考える必要があるだろうということを感じておりますので、その点も申し添えさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	鈴木委員さん、お願いします。
鈴木委員	<p>教育から考えますと、板倉町が受けますメリットは大きなものがあります。遅かれ早かれ少子化に対応しなくてははいけません。そういう意味では、教員も児童生徒も含めて広い視野に立って人的交流ができると。その意味からしますと、合併するのがいいだろうと私自身は考えています。</p> <p>現状は、残念ながら館林市、そして郡というような形で一つのブロック、壁がありますので、それを越えるのに、努力が必要かというふうなところですが、合併することによってその壁が取り払われて、交流が活発になるということが言えると思います。</p> <p>方式につきましては、私自身はこだわっておりません。両市町の歴史、伝統、文化が尊重されるという点、それから提示されました違い、それを私自身も精査しました結果、メリットのほうが多いというようなことに判断しました。そういう意味では、やはり合併協議会立ち上げを申し出たのは板倉町ですから、編入合併のほうが、よりスムーズに移行できるというふうに考えます。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>それぞれの委員の皆様には、大変貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。</p> <p>先ほど、今回継続審議にさせていただくことになるだろうということで、事前に申し上げさせていただいておりますけれども、単純にご意見を聞かせていただいた段階では、新設の方がご意見としては6名いらしたかなというふうに思います。編入の方がいろいろ流動的ではあったとしても、11名いらしたかなというふうに思いました。こだわっていないということで、保留的な部分で1名いらしたかなというふうに思っております。</p> <p>あと何かございますか。</p> <p>副会長、お願いいたします。</p>
<p>栗原副会長</p>	<p>大変貴重な意見を聞かせていただいてありがたく思います。</p> <p>私自身も考えているところがありますので、自分の意をあらわしたいというふうに考えております。まず、一連の皆様方の意見の中で、合併を反対だという人は一人もいなかったと受けとめておりまして、非常にありがたい話であります。方法論、いわゆる編入か新設かということで、それぞれ意のあるところを述べていただいたような感じであります。</p> <p>私自身は、合併を推進する立場として、館林市長さんと合意をし、今日まで来た経緯を持っている当事者の一人でもありまして、まずは合併することを優先したい。論理的には、結果はそんなに変わらないですが、スムーズに流れ、あるいは経費面とか、総合的に編入のほうが当然よろしいと思っておりますが、残念ながらイメージ的に吸収されるとか、そういう意味でマイナスイメージがある。</p> <p>今回、私は臨んでみて、館林市さんが大きいわけですから、一般的には編入となりますが、それが逆にマイナス効果を生むのではないかという配慮から、思った以上に新設が館林市の皆さんには多いと感じています。それはそれで理論的にすばらしいものもあるわけですが、私どもは編入も新設も、目的をしっかりと話し合っ合意をすることで次へ進めるわけで</p>

	<p>す。先ほど小山副市長が言われたことも含めて、論理的には編入でもよろしいのかなということですが、ざっくりばらんに言って、私はどちらでも決まれば全く異議のないところでありまして、新設がよいということであれば新設で、時間はかかってもやむを得ないだろうと思っています。</p> <p>ただ、時間がかかればかかるほど、心配をするのは、いろんな理屈をつけて、先行きが霧が深くなる可能性があることです。幸いそういう意味では新設がよろしいという皆さんも編入の方に後で個人的にでもお考えをさらに聞きながら、歩み寄るといような調整ができればいいなと個人的に考えております。</p> <p>したがって、ある意味でずるいようですが、合併をすることを優先して、新設であろうが編入であろうがよろしいということであります。</p>
議 長	<p>意見がいろいろと出ましたけれども、何かこの際このことについてございますか。</p> <p>青木委員。</p>
青木委員	<p>板倉町の青木です。</p> <p>新設か編入かという、先ほども編入という、別名吸収合併とか言葉の響きが悪く、中身はそんなに変わらないので、編入でも新設でもどちらでもいいという考えの人が多いかと思うのですけれども、これで最終的に議決し、結論を出すというときに、3分の2以上の数がなければ、可決も否決もできないわけですので、もし3分の2という数に達することなく半々というような形で議決された場合は、この合併方式についてはそのまま立ちどまって、それで終わりになってしまうのか。事務局としては、さらなる時間をかけて調整するのか。もう時間も大分たっていますし、今度合併方式について3回目の討論ということで、次回は議決するのかなと思っているのですけれども、その辺について事務局のほうから、どのような考えをしているのかお伺いしたいのですけれども。</p>
議 長	<p>事務局のほうでお答えできますか。</p>

丸山事務局次長	<p>ただいまのご質問ですが、協議会の会議運営規程で3分の2以上という決まりがあります。それを尊重して意見集約ができるまで、皆様のご意見をいただきながら継続審議としたいと考えております。</p>
議 長	<p>青木委員。</p>
青木委員	<p>そうしますと、次回に結論が出なかった場合には、さらなる調整して審議を進めていくということになるのですか。</p>
議 長	<p>事務局、お願いします。</p>
丸山事務局次長	<p>委員さんのおっしゃるとおり、継続審議という形で進めさせていただければと考えております。</p>
議 長	<p>青木委員。</p>
青木委員	<p>そうしますと、この合併方式が、先ほどから出ているように登山で言えば山の登り口、一丁目一番地みたいなものですので、この結論が出ないと、いろいろ協議事項の議決に入っていけないのかなと思うのですけれども、合併方式を審議しながら個別の項目も議決をされていくのですか。</p>
議 長	<p>事務局お願いします。</p>
丸山事務局次長	<p>合併協定項目は51項目ございます。第1回合併協議会におきまして、合併協定項目の調整方針ということで審議決定をいただいておりますけれども、事務事業の調整に当たりましては、こちらのほうで示した基本7原則に基づきまして、事務事業を調整した結果を協議会に諮っていきたいと考えております。</p> <p>したがって、合併の方式に基づいて調整が変わるものについては、</p>

<p>議 長</p>	<p>そちらの方針が決まった後に出していきたいと思っており、合併の方式に左右されない協定項目については、随時審議をお願いしたいと考えております。</p>
<p>青木委員</p>	<p>青木委員。</p> <p>そうしますと、合併の方式が決定しない場合には、同時進行で協議事項も協議していくということになるわけですか。合併方式を結論出さないと、入り口で右に行くのか、左に行くのか、はっきりしないわけですので、結論を出さずにほかの協議事項を進行、議決していくということは矛盾するのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>合併の方式は、合併の協定の重要な項目の一つになっております。新市基本計画におきましても、合併の方式が決まらないと、計画自体が完成できないという面もございます。そういうことを考えますと、事務局とすれば、できれば早い段階で合併の方式を決定していただきたいと考えておりますけれども、事務局で無理に決めるわけにもいきません。皆様の貴重なご意見をいただきながら、継続審議として取り扱いたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>私のほうからも、少しご意見を申し上げさせていただいてよろしいですか。今回、私にとっても初めての法定協ですので。</p> <p>本来、法定協、通常合併の場合は、研究会ですとか、任意協議会ですとか、そういうものである程度まとまって、そして法定合併協議会に移行するというのが従来のパターンだったかと思います。本合併協議会の場合には、最初から法定協議会に入っていますから、こうした方式においても、いろいろと議論をせざるを得ないことになってくると思います。</p> <p>もう一つは、皆さん学識経験者ということではあるのですけれども、同時に地域の当事者でもあると思うのです。ですから、普通は第三者的な大学の教授ですとか、あるいは専門家としての方々、あるいは県ですとか、</p>

議会におきまして、協議事項として内容をご説明した協定項目でございます。今回は審議事項として提案いたしますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願いいたします。

では、議案第9号について説明いたします。資料の43ページをお願いいたします。合併協定項目23—6 「消防防災関係事業について」を説明いたします。下の表の中をごらんください。

調整方針は、関係項目が5つございます。

1、地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。

2、災害対策本部については、合併時に再編する。

3、防災情報設備については、合併時に統合する。

4、避難所対策については、現行のとおり新市において継続する。

5、災害時における応援協定については、現行のとおり新市において継続するとしております。

それでは、この関係項目ごとに詳細を説明いたしますので、次の44ページをお願いいたします。表題は、館林市・板倉町合併協議会の調整内容でございます。関係項目は、1の地域防災計画でございます。

先に表の中ほどの現況について説明いたします。目的でございますが、この計画は、災害対策基本法に基づいて作成することになっておりますので、両市町ともに同様でございます。

次に、内容ですが、市が平成27年3月、町が平成25年4月に最終改正になっておりまして、中身は策定項目のみをこちらに表記してございます。

次に、地域防災計画の策定主体となる防災会議につきましては、市は市長ほか36名、町は町長ほか37名となっております。これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表の右側の具体的な調整内容になります。「地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、それまでの間の経過措置として、現市町計画を存続適用させる。」といたします。

最終的な調整方針につきましては、表の上段になります。「地域防災計

画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合する。」といたします。

続きまして、資料の45ページをお願いいたします。関係項目2の災害対策本部でございます。初めに、現況ですが、目的につきましては両市町とも同様でございます。災害対策本部は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に設置し、防災関係機関との連携を確保し、災害予防及び災害応急対策を講じるものでございます。

概要につきましては、両市町ともごらんのとおりでございます。それぞれ全庁的な組織体制として人員を割り当てております。これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表の右になりますが、「災害対策本部については、新市の行政組織との整合性を図り、合併時まで調整する。」といたします。

最終的な調整方針につきましては、表の上になりますが、「災害対策本部については、合併時に再編する。」といたします。

続きまして、資料の46ページをお願いいたします。関係項目3の防災情報設備でございます。現況でございます。各設備に関しまして、まず1番の防災行政無線、これは市役所及び公民館等へ携帯無線を配置し、災害時の情報収集及び情報伝達に備えるものでございまして、市のみに整備されております。

次に2番の群馬県衛星系防災行政無線につきましては、地上系及び衛星系の無線回線によるネットワークでございまして、県の設備として両市町ともに整備されております。

3番の安全安心メールでございますが、防犯や防災などにかかわる情報を携帯電話やパソコンに配信しているものでございまして、両市町ともに整備されております。

最後に、4番のJアラート受信設備ですが、こちらは武力攻撃事態等の国民保護情報、緊急地震速報、噴火警報、大津波警報等の特別警戒情報を、緊急速報メール等で伝達するものでございまして、国の設備として両市町で共通しております。

これらの事務事業の現況をもとに行った調整結果でございますが、表の

右側になります。「防災情報設備については、館林市の例により合併時に統合する。ただし、群馬県衛星系防災行政無線及びJアラート受信設備については、今後調整する。」といたします。

最終的な調整方針ですが、「防災情報設備については、合併時に統合する。」といたします。

続きまして、下の47ページになります。関係項目4の避難所対策でございます。現況でございますが、1番の避難場所につきましては、市が79カ所、町が33カ所となっております。

2番の防災倉庫整備につきましては、市が12カ所、町が10カ所となっております。

3番の広域避難場所の確保につきましては、両市町ともに広域避難場所の確保を近隣市町と協議中となっております。

これらの事務事業の現況をもとに調整を行った結果は、表の右側になりますが、「指定避難所（避難区域）の設定については、新市において調整する。」「防災備蓄品の整備及び配置については、新市において調整する。」「広域避難所の確保については、現在進行している近隣市町との協議を新市が承継する。」といたします。

これらをまとめた最終的な調整方針は、「避難所対策については、現行のとおり新市において継続する。」といたします。

続きまして、資料の48ページをお願いいたします。関係項目5の災害時応援協定でございます。現況でございます。この災害時応援協定につきましては、自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を締結しており、市では42、町では32の機関と締結しております。

これらの現況をもとに調整を行った結果は、表の右側になりますが、「災害時応援協定については、合併後、新市において関係機関と協議のうえ締結する。」といたします。

最終的な調整方針につきましては、「災害時における応援協定については、現行のとおり新市において継続する。」といたします。

議案第9号 合併協定項目23—6 「消防防災関係事業について」の説明は以上でございます。

<p>議 長</p>	<p>事務局より説明は終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第9号につきましてご質問、ご意見がございましたら、お手を挙げてください。お願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第9号 合併協定項目23—6 「消防防災関係事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第10号 合併協定項目23—7 「交通関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>議案第10号につきましてご説明いたします。</p> <p>資料の49ページをお願いいたします。合併協定項目23—7 「交通関係事業について」を説明いたします。下の表の中をごらんください。調整方針は、関係項目が3つございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、交通安全計画については、合併時に統合する。 2、交通指導については、合併時に統合する。 3、広域公共路線バスについては、現行のとおりとするとしております。 <p>それでは、この関係項目ごとに詳細を説明いたしますので、次のページ、50ページをごらんください。関係項目1の交通安全計画でございます。表の中ほどの現況でございますが、この交通安全計画につきましては、交通安全対策基本法に基づき、国の計画、都道府県の計画、市町村の計画、そ</p>

それぞれの交通安全に関する具体的な施策を定めているものでございます。資料に記載はございませんが、具体的には、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及啓発、救助救急体制の充実などが記述されております。こちら、両市町ともに第10次交通安全計画が策定されておりまして、計画期間も平成28年度から32年度までとされております。

これらの現況をもとに調整を行った結果は、表の右になります。が、「交通安全計画については、館林市の例により合併時に統合する。」といたします。

最終的な調整方針ですが、「交通安全計画については、合併時に統合する。」といたします。

続きまして、資料の51ページをお願いいたします。関係項目2の交通指導でございます。現況でございますが、交通指導員について記述してございます。この交通指導員につきましては、交通の安全指導を行い、交通秩序の確立及び交通事故の防止に努めるため、活動しております。両市町ともに任期は3年、定数は、市が40人、町が11人となっております。任命の年齢制限、報酬と役職の一部が異なっております。

これらの現況をもとに調整を行った結果は、表の右側になります。が、「交通指導員については、館林市の例により合併時に統合する。ただし、活動内容等については、新市において調整する。」といたします。

最終的な調整の方針は、表の上になります。が、「交通指導については、合併時に統合する。」といたします。

続きまして、資料の52ページをお願いいたします。関係項目3の広域公共路線バスでございます。現況でございます。この広域公共路線バスにつきましては、館林市、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町における、住民の需要に応じたバス等の旅客輸送の確保及びその他の旅客の利便性の増進を図るものでございます。両市町共通路線は3路線ございまして、館林板倉線、館林板倉北線、館林明和板倉線になります。このほかに市では、3路線を明和町、千代田町、邑楽町と行っており、また市内巡回では、多々良巡回線、渡瀬巡回線に加えまして、厚生病院シャトル線が3月1日に運行開始になり、3路線となっております。

<p>議 長</p>	<p>これらの現況をもとに調整を行った結果ですが、表の右側になります。「広域公共路線バスについては、現行のとおりとする。」といたします。</p> <p>最終的な調整方針でございますが、「広域公共路線バスについては、現行のとおりとする。」といたします。</p> <p>議案第10号 合併協定項目23—7 「交通関係事業について」の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第10号につきましてご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>特にございませんか。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第10号 合併協定項目23—7 「交通関係事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、ここからは協議になります。</p> <p>協議第11号 合併協定項目21 「介護保険事業の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>それでは、協議第11号 合併協定項目21 「介護保険事業の取扱いについて」ご説明をさせていただきます。</p> <p>資料の55ページをお願いいたします。表の中になりますが、合併協定項目21 介護保険事業の取扱いについての調整方針です。</p>

1、介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

2、介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

3、地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編するとしております。

それでは、この関係項目ごとに説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。合併協定項目21 「介護保険事業の取扱いについて」、関係項目につきましては、1の介護保険事業計画になります。

現況になりますけれども、初めに目的ですが、市町ともに国が定めた基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業計画を定めるとしております。計画期間は、市町ともに、現在6期の計画期間中でありまして、第7期計画につきましては、平成29年度に策定する予定となっております。計画の策定内容につきましては、国が定めた基本指針に即した必要な介護サービス量等を把握し、介護保険の事業費の見込みを算定し、介護保険料を決定する内容となっております。

表の右側になりますが、具体的な調整内容として、「介護保険事業計画については、合併時は、第7期事業計画が計画実行中になるため、市町の計画をそのまま移行し、第8期事業計画から新市で策定する。」といたします。

表の上段になりますが、最終的な調整方針としては、「介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。

次のページをお願いいたします。関係項目は、2の介護保険料になります。中ほどの現況になります。介護保険料につきましては、市では第6期保険料を10段階に設定しまして、基準月額を5,500円、基準年額を6万6,000円と定めております。町では、第6期保険料を9段階に設定し、基準月額を4,700円、基準年額を5万6,400円と定めております。市町の所得階層ごとの年額保険料を次のページまで記載していますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、59ページには、介護保険料の納期を記載しております。市町ともに同じ納期となっております。

57ページに戻っていただきまして、表の右側になります。具体的な調整内容として、「介護保険料については、介護保険事業計画で定められており、合併時は、第7期事業計画が計画実行中になるため、市町の介護保険料をそのまま適用し、第8期事業計画から新市で定める。」といたします。

表の上段になりますけれども、最終的な調整方針として、「介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。

60ページをお願いいたします。関係項目3の地域包括支援センターになります。表の中ほどの現況ですが、目的としましては、市町ともに介護予防支援や包括的支援事業等を実施し、地域住民の健康の保持や生活の安定のために援助を行い、保健医療の向上や福祉の増進を支援するとしております。設置圏域としては、市では市内を4地区に区分しまして、各圏域別に地域包括支援センターを設置しておりますが、町では町内全域を1地区としまして、地域包括支援センターを設置しております。

次のページになりますが、地域包括支援センターの運営体制としては、市では全て社会福祉法人等に委託しておりますが、町では直営により職員3名体制で運営しております。

前のページになりますけれども、表の右側の具体的な調整内容として、「地域包括支援センターについては、介護保険事業計画で定められており、合併時は、第7期事業計画が計画実行中になるため、現行のとおりとし、第8期事業計画から再編する。」といたします。

表の上段になりますが、最終的な調整方針としまして、「地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」といたしました。

以上で、合併協定項目21「介護保険事業の取扱いについて」の説明を終了させていただきます。原則としまして、次回の協議会におきまして審議事項として提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第11号につきましてご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>荒井委員。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>板倉町の荒井です。</p> <p>57ページ、介護保険料の関係なのですが、こういった合併協定項目が、本当に住民にとって一番関心の深い部分だと私は思っております。したがって、介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編するとありますけれども、問題はこの再編するやり方、具体的にどういった形で再編するかというのがあると思います。例えば統一保険料とするといった文言をせめてこの中に加えるべきかなと思っております。</p> <p>そうしますと、介護保険料のいろんな数字が出てきますけれども、館林市民にとって、板倉町民にとって、住民負担、それからサービス、上がるものとか下がるものがあると思います。ですから、いずれ住民説明会をやると思っておりますけれども、そういったときに判断しやすい、わかりやすい資料、そういったものを提示する必要があるかなと思っております。したがって、この合併後に再編するという部分ですけれども、これをもうちょっと深く、例えば先ほど言いましたけれども、統一保険料とするとか、そういった文言を入れるべきかなと私は思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局あるいは専門部会のほうで答えをいただくことができますか。専門部会のほうでコメントがあればお願いいたします。</p>
<p>中里部長</p>	<p>それでは、専門部会から答えさせていただきます。</p> <p>保険料の関係ですが、保険料につきましては、基本的にはページで言いますと、その前ページの56ページ、この計画に基づいて保険料が算出される形となります。ですから、この計画が現在第6期で、平成29年度で第6</p>

	<p>期の最終年度となっております。したがって、今年度中に第7期の計画を立てることになります。ですから、第7期の期間中は、館林市、板倉町、ともに別々の計画となります。</p> <p>したがって、57ページの保険料も別々な保険料となりますが、その次の計画におきましては、これは委員さんのほうの指摘にありましたように、保険料のほうは統一という形になっています。書き方については、統一というふうに書いたほうがよりわかりやすいということであれば、そういうふうな点等も事務局のほうと調整させていただきます。</p>
議 長	<p>荒井委員、よろしいでしょうか。</p>
荒井委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>ほかにございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
議 長	<p>本議案は、審議に当たってのきょうは事前説明となりますので、採決ではなく確認をさせていただくことにさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、協議第11号につきまして、次回の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>介護保険事業の取扱いにつきまして、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第12号 合併協定項目23—10 「障がい者福祉事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

丸山事務局次長	<p>それでは、協議第22号につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料につきましては、63ページをお願いいたします。初めに、表の中をごらんください。合併協定項目23—10 「障がい者福祉事業について」の調整方針につきましては、</p> <p>1、障害者総合支援法に関する事業については、事業内容が全て同一の事業は、現行のとおり新市において継続する。ただし、事業内容が異なる事業については、合併時に統合し、入浴サービス事業及び日中一時支援事業については、合併時に再編する。</p> <p>2、市町が独自に行う事業については、次のとおりとする。</p> <p>1、福祉タクシー料金支援事業については、合併時に再編する。</p> <p>2、心身障がい者就職祝金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>3、特定疾患患者等見舞金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>次のページになります。</p> <p>4、身体障がい者自立更生奨励金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>5、在宅重度障がい者介護慰労金支給事業については、合併時に統合するとしております。</p> <p>それでは、関係項目ごとにご説明をさせていただきます。65ページをお願いいたします。これからご説明いたします各事業につきましては、国で定めます障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきまして、市町が実施している事業になります。したがって、事業内容は両市町とも同一になりますので、事業概要の説明につきましては、時間の関係もありますので、省略をさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>市町で事業内容が同一な事業としては、64ページ、1番、障がい支援区分認定審査会。次のページになります。2番、自立支援給付（介護給付）。次のページになります。3番、自立支援給付（訓練等給付）。次のページになります。4番、自立支援医療（更生医療）。次のページになります。5番、自立支援医療（育成医療）。次のページになります。6番、補装具費支給事業。次のページになります。7番、障がい児通所給付費。1つ飛</p>
---------	---

んで73ページになります。8番、相談支援事業。次のページになります。9番、地域活動支援センター事業。次のページになります。10番、成年後見制度等利用支援事業。次のページになります。11番、日中一時支援（登録介護者）事業。次のページです。12番、日中一時支援（サービスステーション）事業。次のページになります。13番、心身障がい児集団活動・訓練事業。以上の事業につきましては、全て事業内容が同一となっております。具体的な調整内容としては、「現行のとおり新市において継続する。」とさせていただきます。

79ページになりますけれども、ここからは事業内容の一部が市と町で異なっている、または市のみ実施している事業となります。市と町で異なるところのみを説明させていただきます。

14番の移動支援事業では、（3）の支援形態として、市では個別支援型とグループ支援型としておりますが、町では個別支援型のみになります。表の右側の具体的な調整内容につきましては、「移動支援事業については、事業の支援形態が異なるため、館林市の例により統合する。」といたします。

次のページになります。15番、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、ここでは（2）の実施体制としまして、市では館林市社会福祉協議会へ委託しておりますが、町では群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザへ委託しております。

次のページになりますが、町のみ②としまして、①以外の手話通訳者の手当を定めております。

前のページに戻っていただきまして、表の右側の具体的な調整内容としては、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、実施体制及び手話通訳者の派遣手当が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

次のページをお願いします。16番、手話通訳者設置事業になります。市のみ実施している事業でありまして、手話通訳者1名を市役所または社会福祉協議会に配置する事業となっております。表の右側、具体的な調整内容としては、「手話通訳者設置事業については、館林市のみ実施している

ため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

次のページ、17番、障がい者日常生活用具等給付事業では、(1)の対象者として、市では発達障害者、それと難病患者等を対象としております。(2)の給付品目の中には、米印に記載したとおり、市町のみ対象としている品目があります。(3)の利用者負担額の表がありますが、こちらのほう、階層の部分、それと負担割合等が違っております。

表の右側の具体的な調整内容になりますけれども、「障がい者日常生活用具等給付事業については、対象者、給付品目及び利用者負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

次のページになります。18番の身体障害者自動車運転免許取得費補助事業では、(1)の対象者として、市では④、所得税年額12万円以下、⑤として過去に免許の失効や行政処分を受けたことがない者としておりますけれども、町では④、市町村民税所得割額16万円未満としております。同様な金額の違いが、(2)の補助内容、②、補助率のウ)にありますところに、同じように金額の差が生じております。

表の右側の具体的な調整内容として、身体障害者自動車運転免許取得費補助事業については、対象者及び補助内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

次のページになります。19番の入浴サービス事業になります。こちら、(1)の対象者として、町では②として、他の法律による訪問入浴サービスを受けていない者を対象としております。(2)の利用回数につきましては、市がおおむね週2回まで、町では週1回までとしております。(3)の利用者負担額の表ですけれども、こちらのほうも若干金額的に異なっております。

表の右側の具体的な調整内容として、入浴サービス事業については、対象者、利用回数及び利用者負担額が異なるため、合併時までに調整し、再編する。」としております。

87ページになります。20番、日中一時支援事業になります。(1)の対象者として、市では③の発達障害者も対象としております。(3)の利用者負担額につきましては、各区分ごとの金額が異なっております。

次のページになります。町では、⑤としまして、利用者負担月額上限額を定めております。

前のページに戻っていただきまして、表の右側になりますけれども、具体的な調整内容としては、「日中一時支援事業については、対象者及び利用者負担額が異なるため、合併時まで調整し、再編する。」としております。

65ページまで戻っていただきたいと思います。65ページの表の上段になりますけれども、最終的な調整方針として「障害者総合支援法に関する事業については、事業内容が同一の事業は、現行のとおり新市において継続する。ただし、事業内容が異なる事業については、合併時に統合し、入浴サービス事業及び日中一時支援事業については、合併時に再編する。」としております。

以上で、関係項目1の障害者総合支援法に関する事業の説明を終了させていただきます。資料の89ページをお願いいたします。こちら、関係項目2、市町が独自に行う事業になります。こちらのほうも時間の関係もごさいますので、市町で異なる点について説明をさせていただきたいと思っております。

1番の福祉タクシー料金支援事業になりますけれども、(1)の対象者として、市では②、介護認定を受けている高齢者も対象としております。

次のページになります。(2)の給付内容の①、利用可能枚数ですが、市では1回につき1枚まで、町では1回につき2枚までとなっております。交付限度枚数につきましては、市が年間36枚、町が48枚となっております。

前のページに戻っていただきまして、表の右側になりますけれども、具体的な調整内容として、「福祉タクシー料金支援事業については、対象者及び給付内容が異なるため、合併時に再編する。」としております。

91ページをお願いいたします。2番、心身障がい者就職祝金支給事業になります。こちらの事業は、市のみ実施している事業でありまして、心身障害の方が障害者施設におきまして就労訓練を終了し、施設を退所した方

で、継続して3カ月以上勤務している方を対象に、1人1万円、ただし1回限りの支給としております。

表の右側になりますけれども、具体的な調整内容としまして、「心身障がい者就職祝金支給事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしております。

次のページをお願いいたします。3番、特定疾患患者等見舞金支給事業になります。対象者につきましては、特定疾患患者並びに小児慢性疾患児童の保護者となりまして、支給内容としては、市では1人につき3万6,000円、町では1人につき月額3,000円を支給しております。

表の右側の具体的な調整内容として、「特定疾患患者等見舞金支給事業については、支給内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしております。

次のページになります。4番の身体障がい者自立更生奨励金支給事業になります。こちらも市のみが実施している事業になります。日常生活に著しい制限を受け、厳しい生活を強いられている身体障害に対しまして、自立更生奨励金を支給しております。支給額は1人につき3万6,000円となっております。

表の右側、具体的な調整内容としましては、「身体障がい者自立更生奨励金支給事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

次のページになります。5番、在宅重度障がい者介護慰労金支給事業になります。こちらも市のみが実施している事業でございます。重度障害者を介護している方に介護慰労金を支給し、介護する方の労をねぎらうものになりまして、支給内容としましては、1人につき年額9万円を支給しております。

表の右側の具体的な調整内容としては、「在宅重度障がい者介護慰労金支給事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

89ページまで戻っていただきまして、表の上段になります。最終的な調整方針となります。

	<p>「市町が独自に行う事業については、次のとおりとする。</p> <p>1、福祉タクシー料金支援事業については、合併時に再編する。</p> <p>2、心身障がい者就職祝金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>3、特定疾患患者等見舞金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>4、身体障がい者自立更生奨励金支給事業については、合併時に統合する。</p> <p>5、在宅重度障害者介護慰労金支給事業については、合併時に統合する。」としております。</p> <p>以上で合併協定項目23—10 「障がい者福祉事業について」の説明は終了させていただきます。</p> <p>こちらにつきましても、次回の協議会において審議事項として提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第12号につきましてご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>なしというご発言がありましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
議 長	<p>それでは、協議第12号につきまして、次回の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>障がい者福祉事業につきまして、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第13号 合併協定項目23—11 「高齢者福祉事業につ</p>

丸山事務局次長	<p>いて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第13号についてご説明しますので、資料の95ページのほうをお願いいたします。</p> <p>表の中をごらんいただきたいと思います。合併協定項目23—11 「高齢者福祉事業について」の調整方針につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、敬老祝金・特別慶祝については、次のとおりとする。 1、敬老祝金については、合併時に統合する。 2、特別慶祝については、合併時に再編する。ただし、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止する。 2、敬老事業については、合併時に廃止する。 3、高齢者福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編するとしております。 <p>それでは、関係項目ごとにご説明をさせていただきます。時間の関係もごさいますので、こちらのほうも市と町で異なる点について説明をさせていただきますと思います。</p> <p>96ページ、中ほどになります。1番の敬老祝金になります。こちらにつきましては、(1)の対象者としまして、館林市では満80歳、90歳、95歳、100歳に到達する方のみ支給をしておりますけれども、町では75歳以上になる方全員を対象としております。(2)の支給額としまして、市では各年齢ごとに支給額を定めて金券を支給しております。町では、75歳以上85歳未満の方が3,000円、85歳以上の方に5,000円を現金で支給しております。</p> <p>表の右側の具体的な調整内容としましては、「敬老祝金については、対象者及び支給額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。</p> <p>次のページをお願いします。2番の特別慶祝になります。市町により異なっている部分ですけれども、(1)、卒寿慶祝訪問につきましては、町のみ実施しておりまして、当該年度に90歳になる方を対象に訪問しており</p>
---------	---

ます。事業内容につきましては、記載のとおりでございます。(2)の百寿慶祝訪問につきましては、市町とも年度内に100歳になる方のところを訪問しております。市では、事業内容として、慶祝訪問を市長のみ訪問しておりますけれども、町では町長ほか関係者で訪問をしております。

次のページになります。(3)、最高齢者慶祝訪問になります。こちらは町のみ実施しております、当該年度内に最高齢となった方を訪問している事業であります。事業内容につきましては、記載のとおりでございます。

前のページに戻っていただきまして、表の右側になります。具体的な調整内容としまして、「百寿慶祝訪問及び最高齢者慶祝訪問については、合併時に再編するが、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止する。」といたします。

前のページになりますけれども、96ページ、表の上段、最終的な調整方針としましては、

「敬老祝金・特別慶祝については、次のとおりとする。

- 1、敬老祝金については、合併時に統合する。
- 2、特別慶祝については、合併時に再編する。ただし、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止する。」としております。

99ページをお願いいたします。関係項目につきましては、2番の敬老事業になります。町のみ実施しております敬老の集い事業になります。目的としましては、高齢者に対し、町全体で敬老の念をあらわすとともに、高齢者と児童との交流を通して、高齢者の社会参加を促進するとしております。

事業の概要につきましては、75歳以上となる方を対象としまして、町内4カ所の小学校の運動会と同時に開催をしております、児童代表による歓迎の挨拶や花束の贈呈などを実施しております。

表の右側、具体的な調整内容としましては、「敬老事業については、合併時に廃止する。」といたします。

表の上段になりますけれども、最終的な調整方針としましては、「敬老事業については、合併時に廃止する。」といたしました。

	<p>次のページになります。関係項目は3番、高齢者福祉計画になります。表の中ほどの現況になりますけれども、高齢者福祉計画につきましては、国の法律に基づき策定する計画でありまして、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保を定めた計画となりまして、市町で策定をしております。</p> <p>法に基づく計画となりますので、目的、概要、計画期間とも同様であります。策定体制についてもほぼ同様でありますけれども、3の実施方法としまして、市は最終的に高齢者福祉計画策定懇談会会長に諮問するのに対しまして、町は介護保険運営協議会に諮問をしております。</p> <p>表の右側の具体的な調整内容としましては、「高齢者福祉計画については、合併時は、第7期計画が計画実行中になるため、市町の計画をそのまま移行し、第8期計画から新市で策定する。」としております。</p> <p>表の上段になりますけれども、最終的な調整方針としまして、「高齢者福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」としております。</p> <p>以上で合併協定項目23—11 「高齢者福祉事業について」の説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第13号につきましてご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>小森谷委員。</p>
<p>議 長</p>	
<p>小森谷委員</p>	<p>板倉町の小森谷と申します。質問をさせていただきます。</p> <p>高齢者福祉事業につきましていろいろな説明があったわけですが、その中で大胆に廃止をするという項目が幾つか出ております。廃止するという経過に至った内容について、板倉町と館林市の事務方が話し合いをしたと思うのですが、その辺の経緯についてお尋ねをしたいと思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>もう一つ、同じような内容になるのですけれども、これは23—11の福祉事業の中で敬老事業ということで、当町におきましては、運動会の席で老人の方をお招きしていろいろセレモニーを行っています。議会の中でもいろいろ議論があったのですが、なかなか廃止できない経緯もあった中で、今回の場合については即座に合併時に廃止をする。その至った経緯についてお尋ねをしたいというふうに思います。</p>
<p>根岸（省）課長</p>	<p>専門部会のほうからお答えできますか。</p> <p>ただいまのご質問なのですが、廃止する事業の中に特別慶祝の卒寿の慶祝訪問がございます。館林市におきまして参考までなのですが、平成29年4月1日現在で89歳、これから90歳になる方が269人おられます。ですので、269人の方を訪問するというのはなかなか難しいことではないかということで、廃止ということに至りました。</p> <p>あと、もう一つ、99ページの敬老事業につきましては、館林市においてもやっていないわけではなく、市の事業としてやっていないというだけで、実際は各地区の地区単位で敬老事業を行っていたり、あとは小学校の運動会で同じような事業をやっているということで、市としての事業は廃止するという意味で廃止というふうになったものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>小森谷委員</p>	<p>いいです。</p>
<p>議 長</p>	<p>いいですか。</p>
<p>小森谷委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにごありますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

議 長	<p>ないようですので、それでは協議第13号につきまして、次回の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>高齢者福祉事業につきまして、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、その他でございます。</p> <p>初めに、寄せられたお問い合わせと事務局からの回答について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
林事務局次長	<p>資料の101ページをお願いいたします。その他、寄せられたお問い合わせと事務局からの回答についてご説明申し上げます。</p> <p>合併協議会のホームページに寄せられたお問い合わせと事務局からの回答につきまして、前回、昨年11月28日の協議会でご報告申し上げたものから6件の追加がございました。内容は、101ページから107ページまでの7ページ分でございます。時間の都合もございますので、本日個別の説明は割愛させていただきますが、後ほどご確認をいただき、委員の皆様よりご意見等がございましたら、事務局までお願いしたいと考えております。</p> <p>引き続き、合併協議会のホームページに掲載をされております内容確認につきまして、よろしく願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事前にお配りしておりますので、ごらんいただいた委員の皆さんもいらっしゃるかと思えますけれども、このことに関しまして何かございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、引き続き協議会ホームページの内容確認につきまして、よろしく願いをいたします。</p>

	<p>最後になります。本日の会議全体を通して、何かございましたらお願いいたします。</p> <p>野村委員。</p>
野村委員	<p>今、向井委員とも話し合いをしたのですが、協議事項等の時間が押し迫ってしまいますので、できれば報告事項等については、かいつまんで事務局のほうから報告していただくとありがたいと思っておりますので、次回からの協議会については、その旨よろしくをお願いをしたいと思います。</p>
議 長	<p>事務局のほう、どうですか。よろしいですか。</p>
林事務局次長	<p>次回より、そのように努めさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ほかにございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>私の反省点といたしますと、トイレ休憩がなく進んでしまったことをございまして、ご容赦いただきたいと存じます。</p> <p>何も質問等がないようでしたら、以上で本日の議事を全て終了いたしました。</p> <p>これにて議長の役目を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。ご協力ありがとうございました。</p>
田沼事務局長	<p>それでは、次第に基づきまして、栗原副会長より閉会の挨拶をお願いいたします。</p>
栗原副会長	<p>2時から約5時まで3時間、トイレ休憩もなしにということでもありま</p>

したが、ちょっと長かったかもしれません。

報告から協議まで、議案も含めて相当な量があったわけでございますが、慎重にご審議をいただいてまことにありがとうございます。

また、肝心の前回、そして今回、新設か編入かということについていろいろご議論がございました。その人なりに捉え方が違うかもしれませんが、新設もしくはどちらでもよいが13名、3分の2が12名でございますので、例えば新設、どちらでもよいも勘定に入れますと、3分の2を上回るということにもなるかもしれません。編入オンリーが6名、多少の誤差があるかもしれません。

そういったことも含め、この議論はいずれにしても、何回やってもそれなりの考え方の多少の違いは出てくるとは思います。しかし、肝心のどちらの案も、いわゆる内容においてはそんなに変わらないということも含めて、この次か、その次になるかわかりませんが、集約化をしながら、やっぱり肝心の形が決まらないで、先ほど青木委員さんの意見にもありましたが、ほかのものを議論していてもよろしいのかということもありますし、また先ほど申し上げましたどちらでもよいあるいは編入を入れますと、皆さんは全員合併の方向には賛成でございます。そういうことも含め、これから私と須藤市長さんとも、あるいは事務方とも相談しまして、適切な議論の時期的な幅、そこら辺をどうとるべきかということも含め、今後相談させていただくようなことになるのだろうと個人的には思っております。

当公民館も内部の手直しをしたのですが、何だかクーラーがきかないような感じがします。暑い、暑いというようなことでもありました。いずれにしても、長時間大変おいでいただいてありがとうございます。

また、この次の招集には、ぜひご都合をおつけいただいてご出席賜り、貴重な見解を述べていただき、そしていわゆる例えば今のお話で言えば、3分の2以上の賛成ができれば、3分の1以下の人はどうするのかということも含め、しっかりと方法論の行方を詰めさせていただくような形にもなろうと思います。よろしくお願いを申し上げます。ご挨拶といたします。ありがとうございます。

田沼事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、本日は長時間にわたりご審議、ご協議を賜りまして、大変ありがとうございました。</p> <p>次回、第5回の協議会につきましては、6月26日、月曜日になりますが、午後2時より、館林市文化会館小ホールでの開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第4回館林市・板倉町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p>
--------	---